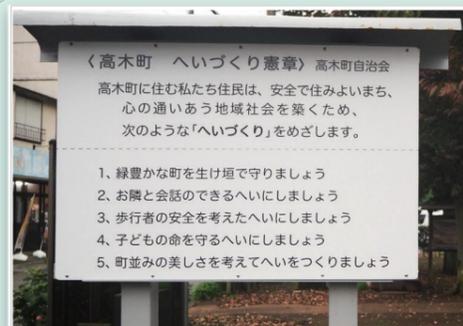


◇まちづくり憲章について

ブロック部会では憲章自体への効果を疑問視する声もありましたが、国分寺市高木町の事例(右写真参考)を示し、憲章を示す看板を町内の要所に建てて周知することは、設置者の強い意思を感じ取ることができ、意義はあると思われます。

下表に示す 11 項目について賛否を問うたところ、いずれも多数の人が適当であると判断してもらいました。

今後は当ブロックからの提案事項としてとりまとめ、両部長から、関係する各町会に伝えてもらうこととしました。



事例：まちづくり憲章を示した看板
(町内に数箇所設置)

項目	14人中	
道路	①幅員 4m に満たない狭い道路での建替え時には、後退部分を道路状に整備します	10.5
	②角地に面する家は、見通しが確保できるよう、隅切りをつくります	13
	③自転車やオートバイ、プランターや看板などは、道路上や隅切りに設置せず、宅地内に収めます	13
宅地	④今後起こりうる地震に備えるため、ブロック塀等の安全点検・安全対策を進めます	13
	⑤屋外広告物やエアコンの室外機、植木鉢等は、道路上に落下しないよう、安全点検・安全対策を進めます	13
	⑥庭先の樹木や草木は道路や隣地にはみ出さないよう、美しく手入れします	13
	⑦行き止まり道路でも緊急時のみ通り抜けられるよう、庭先や建物と建物の間を利用して、新たな避難路を確保してあげます	10
地域交流	⑧コミュニティの活性化や防犯目的のため、普段から声かけをするようにします	12
	⑨町会に加入し、防災訓練など災害に備えた地域の取り組みに積極的に参加します	13
	⑩外国居住者との共生を図るため、町会組織や町会活動に、その積極的な参加を促します	11.5
ほか	⑪ゴミ出しは、地域で決められた曜日・時間・場所・種別を守ります	12.5
	○4m未満道路は一方通行にする	1
	○騒音を出さない気遣いをする	1
	○外国人との日常的な交流を進める	1

注) 表中の数は、丸印をつけて頂いた人数です。ただし三角印をつけた方がおられましたので、便宜上0.5人として計上しました。

～ 都区共同相談窓口の移転について ～

この度、都区共同相談窓口が十条駅西口再開発相談事務所内から(公財)東京都都市づくり公社第二防災まちづくり事務所内に移転することとなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

- 相談日時 毎週火曜日、第2・第4木曜日、第2・第4日曜日
午前10時より午後6時まで
(祝祭日、年末年始はお休み、連休等により変更の場合あり)
- 移転先 〒114-0034 北区上十条1-11-3
(公財)東京都都市づくり公社
第二防災まちづくり事務所内
JR 埼京線「十条駅南口」より2分
- 問い合わせ先 電話：0120-900-244
FAX：03-5948-5983
メールアドレス：sodan73@kke.biglobe.ne.jp



問い合わせ先

事務局：北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22 電話：03-3908-9162 (直通)

十条地区まちづくり全体協議会

駅東ブロック・83号線ブロック まちづくりニュース

2020
第7号

令和2年(2020年)4月発行

発行/北区十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

このニュースは、十条地区まちづくり全体協議会 駅東ブロック(上十条一丁目)、
83号線ブロック(中十条一・二・三・四丁目、岸町二丁目)にお住いの皆さまに配布しています。

～ 合同ブロック部会の活動報告 ～

令和元年度の駅東ブロック部会と83号線ブロック部会は、平成30年度に続き『埼京線沿線のまちづくり』という大きなテーマについて、その課題や情報を共有するため、合同で1回開催しました。

議題は『まちづくり憲章について』とし、行政が取り組むルールづくりとは別に、地域が自らまちづくりに取り組めるよう、各町会において『まちづくり憲章』を定めたらどうかというものでした。

話し合いは、(事務局が示した)たたき台案について、自身が関係する町会の憲章として相応しいか、グループごとに行いました。

◇ 第38回 駅東ブロック部会 第40回 83号線ブロック部会

【議題】

1. まちづくり憲章について

【報告】

1. 補助第83号線整備事業の進捗状況について
2. JR 埼京線(十条駅付近)連続立体交差事業および関連する道路事業の進捗状況について
3. 十条駅周辺東地区及び岸町二丁目地区地区計画について

【まちづくり憲章の提案項目について】当ブロック部会として各町会に提案していく憲章内容は、4ページの表のとおりとなりました。

【報告1についての主な質疑応答】『補助第83号線の工事にあたり、小学校が統合するが通学の安全性に問題はないか』という質問に対して、東京都より『通学路については、用地買収をした部分をU字型の柵を設置して人が安全に通れるようにすることで対応しています。Ⅱ期区間も含めまとまった用地が確保できれば、U字型の柵を設置して人が安全に通れるようにしていきます』と回答がありました。

【報告2についての主な質疑応答】『鉄道附属街路事業について用地取得の対象は何件ですか』という質問に対して、北区より『現在行っている用地測量の段階では、140件です』と回答がありました。

【報告3についての主な質疑応答】地区計画の検討のために昨年度アンケートが行われましたが、その配布対象について意見がありました。これに対して、北区より『策定を検討している地区については、地区内に住む全世帯と、地区外に住む地権者の全世帯に配布しました』と回答がありました。

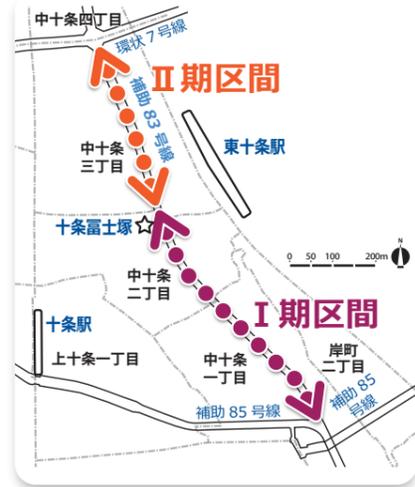


◇補助第83号線整備事業の進捗状況について

【I期区間について】十条富士塚は、今年の大祭後に石碑の移設工事に着手し、富士塚の再整備を行います。来年の大祭は仮宮を旧中十条二丁目児童遊園に設置して対応し、再来年の大祭は再整備した富士塚で行う予定です。

また、事業施行期間を、令和6年3月末まで延伸しました。現在、拡幅用地内において下水道と水道の工事を進めており、来年度からは、電線類地中化及び歩道の整備工事を実施する予定です。

【II期区間について】事業施行期間は、令和3年3月末までとなっております。用地取得の状況は、令和元年9月末現在で、約5割の権利者と契約済みです。また、埋蔵文化財の調査については、まとまった更地を対象に順次進めていきます。



現況・3D測量
(樹木は記載せず)



完成イメージ
(樹木は想定※)



※御神木は東京都で植樹

①計画・準備



※消防団小屋撤去等

②石碑移設・除却工事



②令和2年7月頃から(大祭後に着手)

③文化財調査



③令和2年12月頃から

④富士塚再整備
(現状変更)工事



④⑤令和3年7月頃から

⑤石碑復旧・造園工事



⑥社務所等の建設
(再整備後の十条富士塚)



⑥十条富士講様による工事

注) 施工方法は、北区教育委員会との協議により変更となる場合があります。

【補助83号線南地区の都市防災不燃化促進事業延伸について】

補助83号線の事業期間延伸に合わせ、「補助83号線南地区都市防災不燃化促進事業」の事業期間を令和6年度まで5年間延伸します。

事業名：補助83号線南地区都市防災不燃化促進事業

事業区域：中十条一丁目・二丁目の一部（I期区間：道路拡幅線よりおおむね両側30m）

事業期間：平成22年4月～令和7年3月

◇JR埼京線（十条駅付近）連続立体交差事業および関連する道路事業の進捗状況について

【個別相談について】鉄道附属街路事業に関する個別相談会は昨年秋に開催し、29組の方々が出席されました。なお、今後も相談したいことがありましたら、北区十条まちづくり担当課、もしくは公益財団法人東京都都市づくり公社の窓口で対応しています。

【事業認可の告示について】このたび、東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）の連続立体交差事業および都市計画道路事業（鉄道附属街路、補助第85号線）について、都市計画事業が認可されました。

【1】連続立体交差事業(国土交通省決定)

施行者の名称 東京都
事業地の所在 北区十条台一丁目から中十条四丁目
事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日

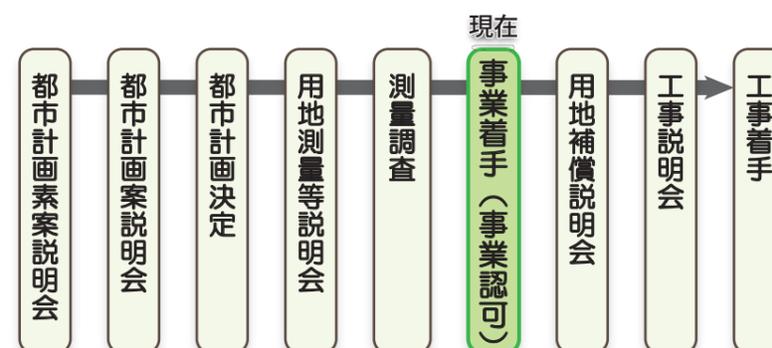
【2】鉄道附属街路事業(東京都決定)

施行者の名称 北区
事業地の所在 北区上十条二丁目から中十条三丁目
事業期間 令和2年3月13日～令和14年3月31日

【3】補助第85号線(国土交通省決定)

施行者の名称 東京都
事業地の所在 北区上十条一丁目から上十条三丁目
事業期間 令和2年3月3日～令和13年3月31日

【工事着手までの流れ】



出典：十条駅付近の連続立体交差事業について（部分加工）

◇十条駅周辺東地区及び岸町二丁目地区地区計画について

【地区計画の検討地区について】現在、十条駅付近の連続立体交差化等の事業化に伴い、まちが変わっていく契機となることから、まちづくりのルールを定めていなかった、十条駅周辺東地区及び岸町二丁目地区に、地区計画策定の検討を行っております。

【今後のスケジュールについて】東京都と事前協議を行い、そのあとに、原案の説明会や公告・縦覧など都市計画法の手続きを経て、地区計画決定、用途地域等変更の告示をもって、決定いたします。

